

阿賀野市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月22日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市水道事業管理規程第2号

阿賀野市水道事業会計規程の一部を改正する規程

阿賀野市水道事業会計規程（平成26年阿賀野市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第34条の次に次の1条を加える。

（口座自動振替の方法による支払）

第34条の2 公共料金、企業債の償還金及び同一の事業者に対して定期的に支払う経費のうち管理者が認めたもの（以下「公共料金等」という。）は、口座振替の方法により支払をすることができる。

2 公共料金等は、債権者が指定した期日に水道事業の預金口座から自動的に債権者の預金口座へ振り込むことにより支払をすることができる。

附 則

この規程は、令和8年7月22日から施行する。